

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案
新旧対照条文 目次

一	国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（第一条関係）	1
二	厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）（第二条関係）	7
三	確定給付企業年金法（平成十三年法律五十号）（第三条関係）	11
四	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（第四条関係）	14
五	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第七条関係）	26
六	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第八条関係）	28
七	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九条関係）	29

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案
 新旧対照条文

◎ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号） 抄
 （第一条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>第八十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十三条の二第四項又は第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（後納保険料の納付）</p> <p>第九十三条の二 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各</p>	<p>第八十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p>

月の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかつた保険料であつてこれを徴収する権利が時効によつて消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十（略）

二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第九十九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。）は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十（略）

二十一 第九十二条の五第二項の規定による報告徴収及び同条第三項の

規定による立入検査	規定による立入検査
第二十一の二 第九十三条の二第一項の規定による承認	第二十二 第九十四条第一項の規定による承認
第二十二 第九十四条第一項の規定による承認	第二十三 第三十八 (略)
第二十三 第三十八 (略)	第二十三 第三十八 (略)
2 3 7 (略)	2 3 7 (略)
(基金の業務)	(基金の業務)
第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。	第二百二十八条 基金は、加入員又は加入員であつた者に対し、年金の支給を行ない、あわせて加入員又は加入員であつた者の死亡に関し、一時金の支給を行なうものとする。
2 3 4 (略)	2 3 4 (略)
5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務(加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。)の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。	5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会その他の法人に委託することができる。
6 (略)	6 (略)
(連合会の業務)	(連合会の業務)
第三百三十七条の十五 連合会は、第三百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする	第三百三十七条の十五 連合会は、第三百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする

<p>一時金の支給を行うものとする。</p> <p>2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの</p> <p>3 6 (略)</p> <p>附則</p> <p>(任意加入被保険者)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。</p> <p>一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの</p> <p>二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者</p> <p>三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの</p> <p>2 11 (略)</p>	<p>一時金の支給を行うものとする。</p> <p>2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの</p> <p>3 6 (略)</p> <p>附則</p> <p>(任意加入被保険者)</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者(第二号被保険者及び第三号被保険者を除く。)は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。</p> <p>一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができるもの又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの</p> <p>二 日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者</p> <p>三 日本国籍を有する者その他政令で定める者であつて、日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のもの</p> <p>2 11 (略)</p>
<p>12 第一項の規定による被保険者(同項第二号に掲げる者に限る。次項に</p>	

において同じ。）は、第百十六條第一項及び第二項並びに第百二十七條第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。

13 第一項の規定による被保険者が中途脱退者であつて再びもとの基金の加入員となつた場合における第百三十條第二項（第百三十七條の第十七第五項において準用する場合を除く。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び附則第七條の三第五項において「昭和六十年改正法」という。）附則第三十四條第四項第一号の規定の適用については、第百三十條第二項中「当該基金の加入員であつた期間」とあるのは「当該基金の加入員であつた期間であつて、連合会（第百三十七條の二の五に規定する連合会をいう。）がその支給に関する義務を負つている年金又は一時金の額の計算の基礎となる期間を除いたもの」と、昭和六十年改正法附則第三十四條第四項第一号中「同法第百三十條第二項に規定する加入員期間をいう。以下この号において同じ」とあるのは「同法附則第五條第十三項の規定により読み替えて適用する同法第百三十條第二項に規定する加入員期間をいう」と、「加入員期間の月数」とあるのは「加入員であつた期間の月数」とする。この場合においては、第百三十七條の十八の規定は、適用しない。

第七條の三（略）

2 3 4（略）

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八條の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは

第七條の三（略）

2 3 4（略）

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十八條の規定の適用については、同条第一項中「同

、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

第七条の三の二 前条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する被保険者期間については、適用しない。

一 第三号被保険者としての被保険者期間（保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。以下この条において「対象第三号被保険者期間」という。）を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部について、第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間として第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合 当該第三号被保険者としての被保険者期間以外の期間に引き続き第三号被保険者としての被保険者期間

二 対象第三号被保険者期間を有する者の当該対象第三号被保険者期間の一部の期間（以下この号において「対象一部第三号被保険者期間」という。）におけるその者の配偶者の被保険者期間が、直近の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間に引き続き他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者である期間となつたことにより、当該対象一部第三号被保険者期間について、保険料納付済期間でないものとして第十四条の規定により記録した事項の訂正がなされた場合 当該訂正がなされた第三号被保険者としての被保険者期間

日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

◎ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号） 抄
 （第二条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（届出）</p> <p>第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（<u>第百三十八条第五項を除き、以下単に「事業主」という。</u>）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>（基金の業務）</p> <p>第三十条 基金は、第六十六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者の老齢に関し、年金たる給付（以下「老齢年金給付」という。）の支給を行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（届出）</p> <p>第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（<u>以下単に「事業主」という。</u>）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>（基金の業務）</p> <p>第三十条 基金は、第六十六条の目的を達成するため、加入員又は加入員であつた者の老齢に関し、年金たる給付（以下「老齢年金給付」という。）の支給を行うものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>

5 基金は、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。

（掛金）

第三百三十八条 （略）

2～4 （略）

5 基金の設立事業所が減少する場合（設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主とその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

6 （略）

5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。

（掛金）

第三百三十八条 （略）

2～4 （略）

5 基金の設立事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括して徴収するものとする。

6 （略）

附則

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十三条 第四百五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする基金(平成二十三年四月一日前に設立されたもの(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含む。)に限る。)であつて、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回つていると見込まれるもの(以下「特定基金」という。)は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができる。

2 前項の申出は、平成二十三年四月一日から起算して五年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 3 7 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十四条 (略)

2 前項の承認の申請は、平成二十三年四月一日から起算して五年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 3 9 (略)

第三十五条 厚生労働大臣は、政府が前条第五項の規定により納付の猶予をした場合において、その納付計画の期間内にその猶予がされた金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定基金の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長

附則

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十三条 第四百五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする基金(平成十七年四月一日前に設立されたもの(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立されたものを含む。)に限る。)であつて、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回つていると見込まれるもの(以下「特定基金」という。)は、厚生労働大臣に対して、責任準備金相当額の減額を申し出ることができる。

2 前項の申出は、平成十七年四月一日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 3 7 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十四条 (略)

2 前項の承認の申請は、平成十七年四月一日から起算して三年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 3 9 (略)

第三十五条 厚生労働大臣は、政府が前条第五項の規定により納付の猶予をした場合において、その納付計画の期間内にその猶予がされた金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定基金の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長

その他の納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該特定基金につき納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年を超えることができない。

2
5
7 (略)

その他の納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該特定基金につき納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十年を超えることができない。

2
5
7 (略)

◎ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号） 抄
 （第三条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項、第九十七条、第一百一十一条第一項並びに第一百七条第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所</p> <p>二 九（略）</p> <p>（支給要件）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。</p>	<p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項、第九十七条、第一百一十一条第一項並びに第一百七条第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所</p> <p>二 九（略）</p> <p>（支給要件）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 政令で定める年齢以上前号の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(実施事業所の増減)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 政令で定める年齢以上六十歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること(規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(実施事業所の増減)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛</p>
--	--

金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄
 （第四条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 企業型年金</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 掛金（<u>第十九条—第二十一条の三</u>）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第八節 雑則（<u>第四十八条の二—第五十四条の三</u>）</p> <p>第三章 個人型年金</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 企業型年金に係る規定の準用（<u>第七十三条・第七十三条の二</u>）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとする</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 企業型年金</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 掛金（<u>第十九条—第二十一条</u>）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第八節 雑則（<u>第四十九条—第五十四条の三</u>）</p> <p>第三章 個人型年金</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 企業型年金に係る規定の準用（<u>第七十三条</u>）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとする</p>

ときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達していない者に限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に

ときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

関する事項

七 (略)

七の二 企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあつては、当該掛金
(以下「企業型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方
法その他その拠出に関する事項

八〇十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において
、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同
項の承認をするものとする。

一・二 (略)

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資
格を喪失することを定めた場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以
下の年齢であること。

三 (略)

三の二 前条第三項第七号の二に掲げる事項を定めた場合にあつては、
各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年
金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛
金の額の決定又は変更の方法が定められていること。

四〇八 (略)

二・三 (略)

七 (略)

八〇十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において
、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同
項の承認をするものとする。

一・二 (略)

三 (略)

四〇八 (略)

二・三 (略)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される被用者年金被保険者等であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第二条第六項各号に掲げる者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 五 (略)

六 六十歳(企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢)に達したとき

(企業型年金運用指図者)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 五 (略)

六 六十歳に達したとき。

(企業型年金運用指図者)

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二 第十一条第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

三 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 2 4 (略)

(事業主掛金及び企業型年金加入者掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 (略)

3 企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

4 企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更する。

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 第十一条第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 2 4 (略)

(事業主掛金)

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 (略)

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額。以下この条において同じ。)は、拠出限度額(一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無、厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

(企業型年金加入者掛金の納付)

第二十一条の二 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付するものとする。

2 前条第二項の規定は、事業主が企業型年金加入者掛金の納付を行う場合について準用する。

(企業型年金加入者掛金の源泉控除)

第二十一条の三 前条第一項の規定により企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金(当該企業型年金加入者がある実施事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の企業型年金加入者掛金)を給与から控除することができる。

(拠出限度額)

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。)を超えてはならない。

2| 事業主は、前項の規定によつて企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

(事業主の責務)

第二十二條 (略)

2| 事業主は、前項の措置を講ずるに当たつては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(給付の種類)

第二十八條 企業型年金の給付（以下この款及び第四十八條の二において「給付」という。）は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

第八節 雜則

(情報収集等業務の委託)

第四十八條の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（厚生年金保険法第四百九條第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

(事業主の責務)

第二十二條 (略)

(給付の種類)

第二十八條 企業型年金の給付（以下この款において「給付」という。）は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

(企業年金連合会の業務の特例)

第四十八条の三 企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、前条の規定による委託を受けて、情報収集等業務を行うことができる。

(区分経理)

第四十八条の四 企業年金連合会は、情報収集等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(厚生年金保険法の適用)

第四十八条の五 第四十八条の三の規定により企業年金連合会の情報収集等業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第四十八条の三」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金基金及び企業年金基金の業務の特例)

第五十三条 厚生年金基金及び企業年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第五十三条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し

(厚生年金基金及び企業年金基金の業務の特例)

第五十三条 厚生年金基金及び企業年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第五十三条第一項」とする

必要な事項は、政令で定める。

4 (略)

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 (略)

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間(当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等(厚生年金基金の脱退一時金相当額(厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。)、確定給付企業年金の脱退一時金相当額(確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。))又は企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金(厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。))若しくは積立金(確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。))を総称する。以下同じ()の移換を受けることができる。

ほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 (略)

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 (略)

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四条の二 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等(厚生年金基金の脱退一時金相当額(厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。))、確定給付企業年金の脱退一時金相当額(確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。))又は企業年金連合会(厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。))以下同じ()の規約で定める年金給付等積立金(厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。))若しくは積立金(確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。))を総称する。以下同じ()の移換を受けることができる。

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（規約の承認）

第五十五条（略）

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五（略）

六 個人型年金の給付（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）の額及びその支給の方法に関する事項

七・八（略）

第七十三条の二 連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、前条（個人型年金の給付に係る部分に限る。）の規定を適

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（規約の承認）

第五十五条（略）

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五（略）

六 個人型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

七・八（略）

用する。この場合において、同条中「同章第五節の規定」とあるのは、「同章第五節の規定（第三十三条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。）とする。」

（厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金の特例）

第八十八条 厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法第八十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4・5 (略)

附則

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者又は継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ

（厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金の特例）

第八十八条 厚生年金基金、企業年金基金及び国民年金基金は、第八十八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 (略)

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4・5 (略)

附則

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

。であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一〇五 (略)

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日
(継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日) から起算して二年を経過していないこと。

七 (略)

二〇五 (略)

一〇五 (略)

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

七 (略)

二〇五 (略)

◎ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 抄
 （附則第七条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>

<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>
<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>十三 （略）</p>

◎ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号） 抄
 （附則第八条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（小規模企業共済等掛金控除）</p> <p>第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>2 前項に規定する小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第三条第二項第七号の二（規約の承認）</u>に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>（小規模企業共済等掛金控除）</p> <p>第七十五条 居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>2 前項に規定する小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）<u>第五十五条第二項第四号（規約の承認）</u>に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号） 抄
 （附則第九条関係）

（傍線は改正部分）

改正案		別表第一（第三十条の七関係）	
七十七の二 企業年金連	七十七 厚生 労働省及び 日本年金機 構	一〇七十六 （略）	提供を受ける 国の機関又は 法人 事務
厚生年金保険法による同法第百五十九条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付若しくは一時金		（略）	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
現行		別表第一（第三十条の七関係）	
	七十七 厚生 労働省及び 日本年金機 構	一〇七十六 （略）	提供を受ける 国の機関又は 法人 事務
		（略）	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>合会</p>	<p>の支給又は同条第六項の規定による同法第二百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の三 企業年金連 合会</p>	<p>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）による同法第九十三条の二第一項各号若しくは第二項第一号若しくは第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の四 企業年金連 合会</p>	<p>確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）による同法第四十八条の三の規定による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の五 国民年金基 金連合会</p>	<p>国民年金法による同法第三百三十七条の十五第一項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第二項第二号に掲げる業務として行う同法第二百二十八条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十七の六</p>	<p>確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第</p>

<p>七十八～百二十二 (略)</p>	<p>七十七の七 厚生労働省</p>	<p>国民年金基金 金連合会</p>
<p>(略)</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>七十八～百二十二 (略)</p>	<p>七十七の二 厚生労働省</p>	
<p>(略)</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第十三条第三項の一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	